事務・事業の実施状況について(平成25年度)

平成26年3月 内 閣 府

#### 1 趣旨

北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針(平成19年1月30日閣議決定)に基づきフォローアップを行った。

### 2 フォローアップ結果の概況

- (1)国から北海道に移譲された事務・事業(今年度 実施中のものは全9件。)については、北海道に おいて適切に実施されている。
- (2) また、これまで北海道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組も行われており、広域行政の推進が着実に図られている。
- (3)なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

## 道州制特区移譲事務•事業一覧

NO	移譲事務•事業名	移譲開始時期	所管省庁
1	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負 担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
2	商工会議所に対する監督に関する事務	平成19年 4月	経済産業省
3	調理師養成施設の指定に関する事務	平成19年 4月	厚生労働省
4	鳥獣保護法に係る危険猟法(麻酔薬の使用)の許可に関 する事務	平成19年 4月	環境省
5	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文 部科学大臣への届出の廃止	平成20年12月	文部科学省 厚生労働省
6	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可	平成21年 4月	厚生労働省
7	直轄通常砂防事業の一部	平成22年 4月	国土交通省
8	開発道路に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省
9	二級河川に係る直轄事業	平成22年 4月	国土交通省

	T										
(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定 医療機関等の指定に関する事務(法第11条、第12条、第15条関係) (平成19年4月)										
(2)所管省庁	厚生労働省										
(3)想定している効果・ 目的(計画において 記載されているもの)	るところであり	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。									
(4)計画が円滑かつ確実に実施されているか	道本庁保保	保健福祉部福祉局福祉援護課									
	②過去の実績等	(処理作	牛数、事	業費等)							
	項目	19年度		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度			
	指定内容の   変更の届出	0	2	0	2	0	0	0			
	生活保護法	_	2	_	1	_	_	_			
	関係		(名称変更)		(名称変更)						
	児童福祉法   関係	_	_	_	1 (名称変更)	_	_	_			
	母子保健法	_	_	_	<u> </u>	_	_	_			
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影響を及ぼしているか	務を取り扱うことにより、意思疎通が円滑になることから、申請者の利便 性の向上が図られる。										
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	本権限が道に移譲されたことにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となっており、引き継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。なお、第4次一括法の制定に伴う道州制特区推進法の改正により、児童福祉法及び母子保健法の特例は削除される予定であるが、道においては、当該移譲事務を実施してきた、これまでの成果等を活かしながら、同一括法による事務移譲を受け、引き続き事務を円滑に執行していくこととする。										
(7)所管省庁による評 価、課題の抽出	今後、国又は 行う指定医療機 ては、都道府県に について、実績 努めていただきた	関等の こ移譲す がなか	指定に関 る予定・	]する事 である。 <del>*</del>	務(法第 今年度に	11条、第 おいては	15条関係 、移譲事	系)につい 孫の執行			

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務 (法第13条関係) (平成19年4月)									
(2)所管省庁	経済産業省									
(3) 想定している効果・ 目的(計画において 記載されているもの)	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な 道において手続きを行う範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。									
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部経営支援局中小企業課									
	②過去の実績等(処理件数)	、事業	費等)							
	項目	H19	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5		
	定款変更の認可	1 2	1	3	0	2	1	0		
	地区	3	1	-	1	_	_	_		
	議員総会に関する事項	5	1	2	_	_	1	_		
	経理に関する事項	3	_	1	_	_	_	_		
	常議員会に関する事項	1	_	_	_	2	_	_		
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	道に許認可権限が移譲されたことにより、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることになり、申請者の利便性の向上につながった。また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日(国)が20日以内となり、処理期間の短縮が図られている。									
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	地域により身近な道のみへの申請で済む範囲が拡大されたことにより、申請者の利便性が向上した。									
(7)所管省庁による評価 、課題の抽出	移譲された事務について	は、引き	き続きP	円滑な写	実施に多	<b>努めて</b> し	いただき	きたい。		

(1)移譲事務·事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指 (平成19年4月)	調理師養成施設の指定に関する事務 (法第14条関係) (平成19年4月)								
(2)所管省庁	厚生労働省									
(3) 想定している効果・ 目的 (計画において 記載されているもの)	調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する 事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保 や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。 関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。									
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか		①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部健康安全局地域保健課								
	   ②過去の実績等(処	理件数.	事業費	等)						
	項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度		
	施設の指定	1	1			3				
	内容変更の承認		2	1	2		2			
	名称等の変更等の届出	4	3		2		2	1		
	養成施設の指導調査		4	4	4	1	5			
	※平成25年度は、1	2月31日	現在の第	<b>尾績数</b>						
	※ 道内で16施設 後5件(うち2件 4件程度、指導調	は所在: 査は4件	地の変見 ‡程度で	更に伴う ある。 	もの)、	内容変	更等は	年に3~		
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	施設の新規開設の 成が行われるよう申						催保や:	適切な育		
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	申請から認可等ま (国)が4~5か月 間~1か月程度(道 年間の比較)。	程度(道 )となっ	i)、「変i ) ており、	更承認」 、期間 <i>の</i>	は1~ )短縮効!	2 か月程 果があっ	!度(国 た(移	)が3週 譲前後5		
	しかし、指定等に 海道厚生局の取り扱 及び養成施設等指導 運用(改正等)が実 ある「水準の確保や過	いに基つ 調査要領 質的に困 適切な育	がき、道( を作成 関難であ 成」を一	の調理師 すること ることか - 層高め	i養成施 となり、 ら、想 ることが	設指定等 、道独自 定してい 課題であ	業務マ に法令 る効果 る。	ニュアル の弾力的 の一つで		
	なお、第4次一括 法の特例は削除され てきた、これまでの原 引き続き事務を円滑(	る予定で 成果等を	あるが、 活かしな	、道にお がら、「	いては、 司一括法	. 当該移	譲事務	を実施し		
(7)所管省庁による評価、課題の抽出	移譲した事務につい 理期間の短縮による利 今後、調理師養成施 譲する予定であるが、 円滑な実施に努めてい	対便性の 記設の指揮 これまで(	向上も図 定・監督 の成果等	られてし 等の事系	ハる。 务•権限に	こついて	ま、都道	府県に移		

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護法に係る危険猟法 (麻酔薬の使用) の許可に関する事務 (法第16 条関係) (平成19年4月)								
(2)所管省庁	環境省								
(3)想定している効果・ 目的 (計画において 記載されているもの)	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻酔薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲 許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、 利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。								
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局生物多様性保全課 出先機関 各(総合)振興局保健環境部環境生活課 (知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の振興 局の管轄区域にわたるものにあっては本庁で許可し、それ以外のものに あっては各(総合)振興局で許可している。このことから、麻酔薬を使 用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と 同様の対応としている。)								
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)項目H20年度H21年度H22年度H23年度H24年度H25年度麻酔薬使用許可354581 0※平成25年度実績は、12月31日現在の実績数								
(5)地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。								
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	許可申請者の手続きが軽減し利便性が向上するとともに、許可事務手続 の迅速化及び効率化が図られ、想定したとおりの効果があり、今のところ 改善すべき事項など、課題は見当たらない。								
(7)所管省庁による評 価、課題の抽出	当該地域における事務に特段の支障は発生しておらず、道において適切に事務処理が実施されている。								

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届 出の廃止(平成20年12月)
(2)所管省庁	文部科学省、厚生労働省
(3) 想定している効果・ 目的 (計画において 記載されているもの)	医師不足が深刻な本道において、将来にわたり地域医療を担う医師の育成を行う。
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室 総務部法人局大学法人室
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 平成21年4月1日に平成29年度までの入学定員を105名から110名に変更 した学則を施行
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	文部科学大臣への届出が廃止されたことにより、本道の医師不足の状況 などに応じた柔軟な収容定員の変更が可能となった。 また、将来的には、医師の人材の育成による地域医療への貢献が期待で きる。
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	<ul> <li>○評価</li> <li>・今後、長期的に効果を検証する必要があるところであるが、地域の事情を反映した地域医療を担う医師の人材の育成に大きく貢献することが期待できる。</li> <li>・学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止により行政の効率化が図られている。</li> <li>○課題</li> <li>・収容定員の増加と併せて、育成した医師を地域に定着させるための施策を実施していく必要がある。</li> </ul>
(7)所管省庁による評 価、課題の抽出	本件は平成21年度のみの実績であり、その想定している効果が達成されたかについては、今後の医師の地域への定着状況や道内の医療提供体制の状況等を踏まえつつ、検証を行っていくことが必要である。

# 道州制特区移譲事務·事業実施状況調査個票 (平成25年12月31日時点)

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可 (平成21年4月)									
(2) 所管省庁	厚生労働省									
(3)想定している効果・ 目的(計画において 記載されているもの)	水道法に基づく水道事業及び水道用水供給事業の認可等に関する事務について、事業者に身近な道が実施することにより、これらの事業の認可申請等における事業者の利便性が向上するとともに、事業者に対する道による迅速かつきめ細やかな対応が可能となる。									
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 本 庁 環境生活部環境局環境推進課 出先機関 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 (移譲事務の関係書類は、道へ移管となった23の水道事業者等のうち、 札幌市、小樽市、函館市、旭川市、石狩西部広域水道企業団について は本庁に直接、その他の水道事業者等については総合振興局(振興局) を経由して、本庁に提出される。)									
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) ・認可、届出									
	項目	H21	H22	H23	H24	H25				
	記載事項の変更に係る届出 (法第7条第3項)	7	2	6	4	_				
	事業変更に係る届出 (法第10条第3項等)	1	2	1	3					
	給水開始前の届出 (法第13条第1項等)	6	11	5	7	6				
	料金の変更に係る届出 (法第14条第5項)	2	1	1		2				
	業務の委託に係る届出 (法第24条の3第2項)		1		2					
	・ <u>立入検査(法第39条第1項)</u>				(単位					
	項 目 旧大臣認可の全水道事業者等を対象	H21 23	H22 23	H23 23	H24 23	H25 22				
	・交付金の措置					: 千円)				
	項 目	H21	H22	H23		H25				
	水道事業認可等事務取扱交付金額	736	589	442	294	147				
(5)地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	認可申請、届出の提出先が、厚生労協議を含め、水道事業者等の利便性が向力 水道事業者等に対し年1回の立入検証 可能となった。 水道事故などの緊急時において、情報といれば事故などの緊急時において、情報を	上した。 査を行	うなど	、きめ	細やか	な対応が				
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については、特に混乱なく行われているところであり、上記(5)のとおり、水道の安全・安心の確保の点から権限移譲の効果は高い。事務執行に係る予算は「水道事業認可等事務取扱交付金」として平成21年度から措置されていたが、業務の効率化を図ることとして年々減額され、平成25年度までの5年間で終了となる。道では、事務の定着とともに効率化も図ってきており、平成26年度以降は単独財源により事業を行う予定であるが、厳しい予算状況の中、立入検査回数の見直し等を行う必要が生じている。									
(7)所管省庁による評 価、課題の抽出	移譲した事務については、適切な指導や引き続き、事務の円滑な実施に努めていて課題等があれば、道庁と適切に連携をしなお、「水道事業認可等事務取扱交付の事務として定着するまでの期間として55	ただき <i>†</i> はかって 金」の措	たい。ま ていきた 情置につ	た、移i :い。 いては	譲した事	務に関し				

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	直轄通常砂防事業の一部(法第7条第2項第4号イ関係) (平成22年4月)								
(2)所管省庁	国土交通省								
(3)想定している効果・ 目的(計画において 記載されているもの)	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、同一区域内にある 既存の砂防設備の管理を含め、計画的かつ一体的に整備することで、地域 の実情に応じた砂防事業を行うことが可能となっている。								
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 建設部土木局砂防災害課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部(石狩川水系) 十勝総合振興局帯広建設管理部(十勝川水系)								
	②過去の実績等(処理件数、事業費等)								
	・交付金に関する措置 (単位:千円)								
	平成 平成 平成 平成 4年間の 全体事業費								
	22年度 23年度 24年度 25年度 合計 (22~27)								
	全体事業費 134,000 367,000 478,000 194,000 1,173,000 1,918,000 国の交付金 97,000 267,000 348,000 141,000 853,000 1,394,000								
	国の交付金   97,000   267,000   348,000   141,000   853,000   1,394,000   道の負担額   37,000   100,000   130,000   53,000   320,000   524,000								
	26%   51%   61%								
(注)交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることと・地元調整の遅延 石狩川水系の穴の川と野の沢川については、地元調整(に時間を要しており、工事着手が遅れている箇所がある。 ・職員の移籍 事業箇所の工事内容に直轄施工時代からの継続性を保つの移籍を要する箇所がないとされたことから、職員の移籍									
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影 響を及ぼしているか	事業の移譲によって、道は、同一区域内にある急傾斜地等の対策や土砂 災害危険区域の指定などのソフト対策と合わせた総合的な土砂災害対策を、 効率的に実施することや、土砂災害対策に関する地域住民等からの要望等 を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施す ることが可能になった。								
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。								
(7)所管省庁による 評価 、課題の抽出	移譲された事業については、遅れが生じている箇所があるものの適切に 実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国と して然るべく措置したところ。								

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期) (2) 所管省庁 (3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの) (4) 計画が円滑かつ確実に実施されているかか 選本庁 建設部土木局道路課 当本院 (本権国の全体事業) 上川総合振興局を建設管理部 (美唄富良野線) 渡島総合振興局周旭課設管理部 (北格山大成線) 担張総合振興局周旭課設管理部 (北格山大成線) 上川総合振興局周旭課設管理部 (北格山大成線) 上川総合振興局周旭課設管理部 (名奇遠別線) (2過去の実績等 (処理件数、事業等等) 〇交付金に関する措置 (事成 平成 平成 4年間の全体事業 22年度 23年度 24年度 25年度 合計 (22-2年度 24年度 25年度 名計 (22-2年度 24年度 25年度 25年度 合計 (22-2年度 24年度 25年度 25年度 名計 (22-2年度 24年度 25年度 25年度 名計 (22-2年度 24年度 25年度 25年度 名計 (22-2年度 24年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25										
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)   (4) 計画が円滑か   つ確実に実施されているか   (4) 計画が円滑か   つ確実に実施されているか   (4) 計画が円滑か   つ確実に実施されているか   (5) 地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する道道と一体   を備することで、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となって   る。   (5) 地域における住民の   生活、経済、社会、特定広域団体による   (5) 地域における住民の   生活、経済、社会、特定広域団体による   (5) 地域における住民の   生活、経済、社会、特定広域団体による   (6) 特定広域団体による   人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施することが可能となった。   (6) 特定広域団体による   人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する			直轄事業	生(法第7条	第2項第4	号ハ関係)				
信託 に	(2)所管省庁	国土交通省								
道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局和幌建設管理部 (美唄富良野線) 渡島総合振興局配館建設管理部 (北徳山大成線) 胆振総合振興局屋蘭建設管理部 (北徳山大成線) 上川総合振興局屋蘭建設管理部 (名寄遠別線)  ②過去の実績等 (処理件数、事業費等) 〇交付金に関する措置 (単位:千円) 項 目 平成 平成 平成 平成 4年間の 全体事業 2.660,000 3,000,000 2,990,000 3,100,000 11,750,000 23,745,6 国の交付金 2,128,000 2,490,000 2,392,000 2,480,000 9,400,000 13,00月銀額 532,000 600,000 598,000 620,000 2,350,000 4,749,1 1 1 1 1 2 3 1 3 6 8 49 9 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	目的(計画において	に整備すること								
○交付金に関する措置	つ確実に実施されて	道本庁 建設部土木局道路課 出先機関 空知総合振興局札幌建設管理部 (美唄富良野線) 渡島総合振興局函館建設管理部 (北檜山大成線) 胆振総合振興局室蘭建設管理部 (北進平取線) 上川総合振興局旭川建設管理部 (富良野上川線)								
項目         平成 22年度 23年度 24年度 25年度 合計 (22~2² 22年度 23年度 25年度 合計 (22~2² 24年度 25年度 25年度 合計 (22~2² 24年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25年度 25				数、事業費	(等)	(出任	. <del>Հ</del> ጠ\			
22年度   23年度   25年度   合計				<del></del>	— -b			^ / I → + + - + + -		
全体事業費   2,660,000   3,000,000   2,990,000   3,100,000   11,750,000   23,745,4   国の交付金   2,128,000   2,400,000   2,392,000   2,480,000   9,400,000   18,996,4   30負担額   532,000   600,000   598,000   620,000   2,350,000   4,749,4   2,000   2,350,000   2,480,000   2,480,000   9,400,000   18,996,4   2,000   2,480,000   2,480,000   9,400,000   4,749,4   2,000   2,480,000										
国の交付金 2,128,000 2,400,000 2,392,000 2,480,000 9,400,000 18,996,00    道の負担額 532,000 600,000 598,000 620,000 2,350,000 4,749,0    東計進捗率 11% 23% 36% 49%    一		A 41 314					1			
道の負担額 532,000 600,000 598,000 620,000 2,350,000 4,749,0 2 23% 36% 49% - (注)・交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている  〇事業期間の延長 美唄富良野線及び名寄遠別線は、地すべり調査、対策などが見込まれるとにより、道州制特区計画の適用期間である27年度までに事業が完了すことが難しい状況。  〇職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土通省北海道開発局職員(3名)を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所:美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】  (5)地域における住民の 生活、経済、社会、特定広域団体の行政 運営にどのような影響を及ぼしているか 電響等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施するとや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の情に応じた事業を実施することが可能となった。										
累計進捗率   11%   23%   36%   49%   - (注)・交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている   ○事業期間の延長   美唄富良野線及び名寄遠別線は、地すべり調査、対策などが見込まれるとにより、道州制特区計画の適用期間である27年度までに事業が完了すことが難しい状況。   ○職員の移籍   事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土通省北海道開発局職員(3名)を期限付きで受け入れている。										
(注)・交付金の額は、工事費及び人件費のみ積算できることとなっている  ○事業期間の延長 美唄富良野線及び名寄遠別線は、地すべり調査、対策などが見込まれるとにより、道州制特区計画の適用期間である27年度までに事業が完了すことが難しい状況。  ○職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土通省北海道開発局職員(3名)を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所:美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】  「5)地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか  「6)特定広域団体による  「6)特定広域団体による  「注意で、「大学のでは、「ない、「ない、、「ないいいは、「大学のは、「ない、「ない、「ない、「ない、、「ない、、「ないいい、「ないいい、「ないいいいい、「ないいい、「ないいい、、「					-	-	2, 350, 000	4, 749, 000		
○事業期間の延長 美唄富良野線及び名寄遠別線は、地すべり調査、対策などが見込まれるとにより、道州制特区計画の適用期間である27年度までに事業が完了すことが難しい状況。  ○職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄施工時からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に精通した国土通省北海道開発局職員(3名)を期限付きで受け入れている。 【配置事業箇所:美唄富良野線、名寄遠別線及び北進平取線】  (5)地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか  「(5)地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか。  (6)特定広域団体による  人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する						/•	7 - 1 1 4			
生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影響を及ぼしているか (6)特定広域団体による 生活、経済、社会、 事業の移譲後は、道が路線全体を一体的に整備することが可能となったため、 工事の施工管理等に要する経費が削減されるなど、事業を効率的に実施する とや、地域住民からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の 情に応じた事業を実施することが可能となった。 人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する		美唄富良野会により、道 ことが難しい。 〇職員の移籍 事業箇所の。 からの継続性。 通省北海道開	線及び名: 州状況。 本事重 で 発 日 な で 発 の で 発 の 発 の で の で の で の で の で の で の	計画の適用 を踏まえ、 箇所につい (3名)を	事業を円がて、現地が	る27年度 骨に執行す 状況や設計 で受け入れ	までに事業 るため、直 内容に精通 ている。	が完了する 轄施工時代		
	生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影	事業の移譲後は、 工事の施工管理 とや、地域住民	、道が路 等に要す。 からの要	線全体を一 る経費が削 望等を道か	·体的に整値  減されるな i一括して	#すること など、事業 受けること	が可能とな を効率的に	ったため、 実施するこ		
				-			直轄事業で	実施する場		
(7) 所管省庁による 評価、課題の抽出 移譲された事業については、追加調査や対策等が見込まれる箇所があるもの適切に実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国とし然るべく措置したところ。		の適切に実施されなお、交付金	れている。	。 は、事業を						

(1)移譲事務・事業名 (移譲開始時期)		二級河川に係る直轄事業(法第7条第2項第4号二関係) (平成22年4月)								
(2)所管省庁	国土交通省	国土交通省								
(3)想定している効果・ 目的(計画において 記載されているもの)	区間(道管理	地域に身近な道が地域住民の声を十分踏まえながら、隣接する指定外の 区間(道管理部分)と一体的に整備することで、地域の実情に応じた事業 の実施が可能となっている。								
(4)計画が円滑かつ確実 に実施されているか	①事務・事業科 道本庁 出先機関									
	②過去の実績等	• – –		業費等)						
	・交付金に関	する措置	<u></u>		1	(単·	位:千円)			
	項目	平成	平成	平成	平成	4年間の	全体事業費			
		22年度	23年度	24年度	25年度	合 計	(22~27)			
	全体事業費	840, 000	840, 000	780, 000	480, 000	2, 940, 000	3, 680, 000			
	国の交付金	714, 000	714, 000	663, 000	408, 000	2, 499, 000	3, 128, 000			
	道の負担額	126, 000	126, 000	117, 000	72, 000	441, 000	552, 000			
	累計進捗率 (注)交付金(	23%	46%	67%	80%	<b>+</b> 7 = 1 1 3				
	・職員の移籍 事業箇所の工事内容を踏まえ、事業を円滑に執行するため、直轄時代からの継続性が重要な箇所について、現地状況や設計内容に料た国土交通省北海道開発局職員(1名)を期限付きで受け入れてい 【配置事業箇所:標津川水系】									
(5) 地域における住民の 生活、経済、社会、 特定広域団体の行政 運営にどのような影響を及ぼしているか	これまで、国が二級河川の一部区間を指定河川として整備を行っていたが、当該事業の移譲後は、道が二級河川区間全体を一体的に整備することが可能となったため、工事の施工管理等に要する経費が軽減されるなど、事業を効率的に実施することや、地域住民等からの要望等を道が一括して受けることなどにより、地域の実情に応じた事業を実施することが可能となった。									
(6)特定広域団体による評価、課題の抽出	人件費以外の事務的経費が交付金の積算に含まれず、直轄事業で実施する場合よりも道の負担が増えているという課題がある。									
(7)所管省庁による 評価、課題の抽出	なお、交付金	移譲された事業については、特に支障なく実施されている。 なお、交付金については、事業を移譲した際北海道とも協議の上、国として然 るべく措置したところ。								